

阿南市長 岩佐義弘 殿

令和6年 月 日

実行組名
又は 農業班名 記入
実行組
農業班

実行組長
農業班長 郵便番号
住 所 町

氏 名

令和6年度市単独土地改良事業計画書

令和6年度において、下記の通り土地改良事業を実施したいので計画書を提出します。

(備考欄については、該当するものを○でかこんでください。)

農道新設・改良の部

| 申請者住所 | 申請者氏名 | 施工箇所 | 電話番号 | 延長(m) | 幅員(m) | 受益面積(反) | 受益戸数 | 備考 |
|-------|-------|------|------|-------|-------|---------|------|---------|
| 町 | | 町 | | | | | | (新規・継続) |
| 町 | | 町 | | | | | | (新規・継続) |
| 町 | | 町 | | | | | | (新規・継続) |
| 町 | | 町 | | | | | | (新規・継続) |

※橋の場合は備考欄にその旨記入してください。 ※農道の幅員は、2.1m以上となるよう施工していただきます。

農道舗装の部

(備考欄については、該当するものを○でかこんでください。)

| 申請者住所 | 申請者氏名 | 施工箇所 | 電話番号 | 延長(m) | 幅員(m) | 受益面積(反) | 受益戸数 | 備考 |
|-------|-------|------|------|-------|-------|---------|------|---------|
| 町 | | 町 | | | | | | (新規・継続) |
| 町 | | 町 | | | | | | (新規・継続) |
| 町 | | 町 | | | | | | (新規・継続) |
| 町 | | 町 | | | | | | (新規・継続) |
| 町 | | 町 | | | | | | (新規・継続) |

※幹線農道、急傾斜農道(勾配10%以上)、水越農道を優先します。 ※舗装幅員は、2.1m以上となるよう施工していただきます。

水路新設・改良の部

(備考欄については、該当するものを○でかこんでください。)

| 申請者住所 | 申請者氏名 | 施工箇所 | 電話番号 | 延長(m) | 幅(m) | 高さ(m) | 受益面積(反) | 受益戸数 | 備考 |
|-------|-------|------|------|-------|------|-------|---------|------|-------------|
| 町 | | 町 | | | | | | | (水路・頭首工・溜池) |
| 町 | | 町 | | | | | | | (水路・頭首工・溜池) |
| 町 | | 町 | | | | | | | (水路・頭首工・溜池) |
| 町 | | 町 | | | | | | | (水路・頭首工・溜池) |
| 町 | | 町 | | | | | | | (水路・頭首工・溜池) |

※水路沿の土揚げ場等のコンクリート舗装や畦畔(あぜ)部分のコンクリートは補助対象となりません。 ※水路断面は三面完成断面に施工していただきます。

※公共性のないものについては、補助の対象になりません。

※補助率については、農道工50%以内、舗装50%以内、水路工40%以内となっています。

(但し、申請件数が非常に多いため、材料費として1箇所当たり数万円程度となる見込み)

※住所は畠地まで正確に記入し、筆記はボールペンでお書きください。(通知できない場合があります。 提出先 農地整備課 (令和6年7月31日(水)〆切厳守)

※電話番号につきましては、連絡の取れる電話番号(差支えなければ携帯電話等)をご記入下さい。

裏面の注意事項を必ずお読みください !!

市単独土地改良事業の補助金交付申請に係る注意事項

1) 共通事項

- ① 公共性のある施設であること。（原則として受益者が複数であること。個人施設は不可）
- ② 申請箇所は1人1路線（1箇所）とし、他の申請者と重複は不可。
- ③ 必ず申請箇所ごとに現地調査並びに受益等の聞き取り調査を行う。
(現地調査の日程は、例年8月下旬ごろに通知)
- ④ 申請及び現地調査前に施工済の施設には補助できない。
(工事に着手できるのは例年11月以降)
- ⑤ 現地調査の当日、都合がつかない申請者は、代理人にて調査を受けること。
- ⑥ 欠席等で現地調査ができないものは、申請がなったものとする。
- ⑦ 工事完了後、使用材料等の領収書及び伝票を提出すること。
(提出がない場合、補助金を出せない場合があります。)

2) 農道新設・改良

- ① 新たに農道を設ける場合、又は既存の農道を拡幅改良する場合には、改良幅員は2.1m以上とする。(昭和45年阿南市規程第2号より)
- ② 農道舗装の部と農道新設・改良の部とは区別し、農道新設改良で内示を受け、舗装を施工した場合には、補助金額が農道舗装の額に減額変更となる。

3) 農道舗装

- ① 幹線農道、急傾斜農道（縦断勾配10%以上—図①）及び水越農道を優先とし、舗装幅員は2.1m以上とする。なお、水越農道とは、地形的に低湿地部等に位置し、大雨時の溢水越流により、頻繁に路床が荒廃、通行に支障をきたす農道とする。
- ② 舗装幅員については、堅牢な道路擁壁がある場合、その天端幅を含めて2.1m以上あれば、適当とする。（図②・図③）

4) 水路新設・改良

- ① 農業用排水路に適用するもので、河川及び谷川に類する農業用施設でないものは補助対象とならない。
- ② 工事については、三面完成断面にすることとし、畦畔（あぜ）と思われるものは補助対象とならない。（図⑥）
- ③ 片壁が堅牢（コンクリート・ブロック積・石積等）な場合はL型水路（図④）又は、両壁が堅牢な場合には底面の敷コンクリート（図⑤）は可とする。
- ④ 水路沿の土揚げ場等のコンクリート舗装、田畠との境界見切コンクリートは補助対象とならない。（図⑥）
- ⑤ 頭首工（堰）、ため池、管路、その他の農業用施設については、現地調査により、適否を判断する。

その他、本事業に関しては、こちらまでお問い合わせ下さい。

阿南市役所 農地整備課 農地整備係 連絡先 (0884) 22-1599

